

高齢者等居住改修住宅等に係る固定資産税減額申告書

年 月 日

(宛先)川崎市長

納税義務者 住所  
氏名又は名称  
電 話 ( )

次の家屋については、地方税法附則第15条の9第4項又は第5項に規定する高齢者等居住改修住宅又は高齢者等居住改修専有部分に該当するため、減額措置の対象である旨を、同条第6項に基づき、次のとおり申告します。

対象家屋	所在			
	家屋番号	建築年月日	年 月 日	
	種類及び構造	床面積	m <sup>2</sup>	
居住者	<input type="checkbox"/> 65歳以上の者 <input type="checkbox"/> 要介護認定又は要支援認定を受けている者 <input type="checkbox"/> 障害者			
工事内容	工事種類	<input type="checkbox"/> 通路又は出入口の拡幅 <input type="checkbox"/> 階段の勾配の緩和 <input type="checkbox"/> 浴室の改良 <input type="checkbox"/> 便所の改良 <input type="checkbox"/> 手すりの取付け <input type="checkbox"/> 床の段差の解消 <input type="checkbox"/> 戸の改良 <input type="checkbox"/> 床の滑り止め化		
	工事費用	円	工事完了年月日	年 月 日
備考				

注1 この申告書は、地方税法附則第15条の9第4項又は第5項に規定する固定資産税の減額措置の適用を受けようとする場合に、同条第6項に基づき、市長に提出するものです。

2 「所在」、「家屋番号」、「種類及び構造」、「床面積」欄は、固定資産課税台帳の登録事項に基づいて記載してください。

3 「工事費用」欄には、改修工事に要した費用の額(補助金等及び居宅介護住宅改修費等を除く金額)を記載してください。

4 この申告書は、改修工事が完了した日から3箇月以内に提出してください。申告書の提出がない場合、減額措置を受けることができません。

やむを得ない理由により期間経過後に提出する場合は、遅延理由を備考欄に記載してください。

5 この申告書は、地方税法施行規則附則第7条第9項各号に規定する書類を添付して提出してください。